

平成 21 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

評価年月：平成 21 年 11 月

1 政策（事業等名称）

総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化

2 達成目標

電子政府構築計画等により、行政の効率化のために行政手続の電子化の推進及び情報漏えい等に係る事案の増加に伴う確実なセキュリティ対策が求められている。

本事業においては、総合無線局監理システムにおいて、免許人・申請者が無線局申請書等の作成を容易に行えるサポート機能及び当該申請等の審査を行う職員の業務処理時間を短縮できるよう自動審査機能等を整備するとともに、個人情報保護やシステム全体のセキュリティ強化のための機能を整備することによって、国民の利便性向上及び行政の効率化を図る。

※総合無線局監理システム：

無線局に関する各種のデータベースを構築し、そのデータベースを活用して、無線局申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援するためのシステム。

3 事業等の概要等

(1) 事業等の概要

・実施期間

平成 17 年度～平成 19 年度（3 年）

・実施主体

総務省

・概要

総合無線局監理システムにおいて、主に次の①～④を実施する。

① 電子申請サポート機能の充実

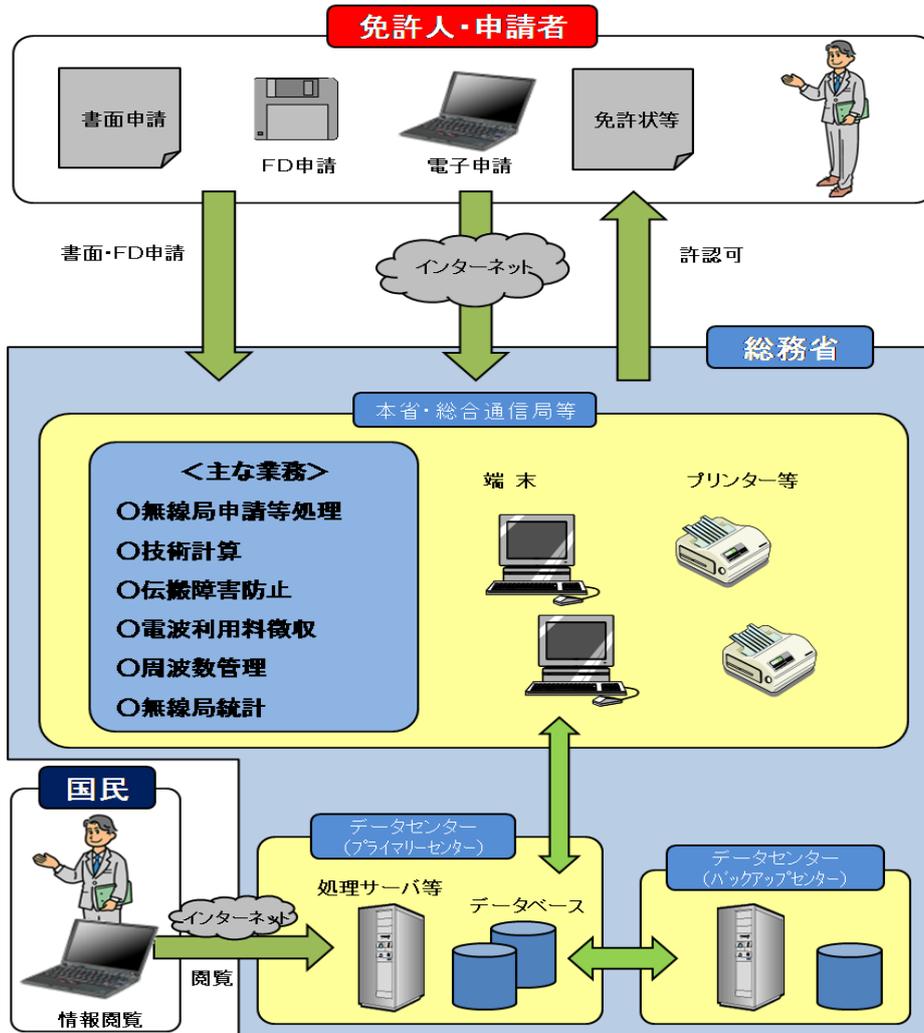
総合無線局監理システムで提供される電子申請機能「電子申請・届出システム」について、従来は電子証明を必須としたが、ID・パスワード方式による「電子申請・届出システム lite」を一部局種に限定して先行導入。また、専用の申請アプリケーションをダウンロードせずに利用可能な HTML 画面による申請データ入力機能の提供、並びに電子申請サイトの使い勝手の向上等を実現。

② 形式審査の省力化に要する自動審査機能の実装

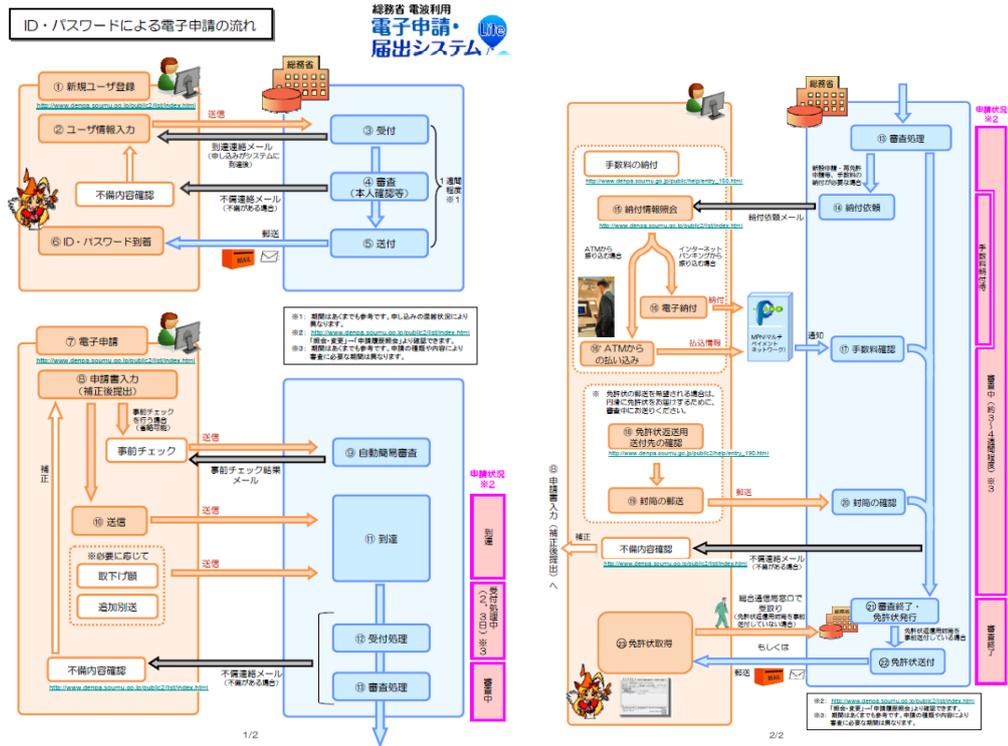
- ③ 情報漏洩防止の観点から踏まえた、内部向けデータベースと外部向けデータベースの構築
- ④ 外部業者によるセキュリティ監査の実施

・概要図

➤ 総合無線局監理システムの概要



- 総合無線局監視システムの電子申請機能（電子申請・届出システムLite）の手続フロー（本件事業の結果によるもの）



・総事業費

(単位：億円)

事業年度	17年度	18年度	19年度	総事業費
予算額	8.3	8.3	9.5	26.1

(2) 事業等の必要性及び背景

電子政府構築計画等により、行政の効率化のために行政手続の電子化の推進及び情報漏えい等に係る事案の増加に伴う確実なセキュリティ対策が求められていることから、免許人・申請者が無線局申請書等の作成が容易に行えるサポート機能及び当該申請等の審査を行う職員の業務処理時間を短縮できるよう自動審査機能等を整備するとともに、個人情報保護やシステム全体のセキュリティ強化のための機能の整備を図る必要があった。

(3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位の政策：政策14「電波利用料財源電波監視等の実施」
- 「e-Japan戦略II加速化パッケージ」（平成16年2月 IT戦略本部）
電子政府・電子自治体の推進として、「ITの活用により国民の利便性の向上を図るため、評価専門調査会の評価を踏まえ、申請・届出手続のオンライン化、ワンストップ化等を一層推進する。」とされている。
- 「電子政府構築計画」（平成15年7月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（平成16年6月 一部改定））

「4 オンライン利用の促進のための環境整備」において、「各府省は個別手続専用の電子申請システムについて、それぞれ仕様の公開、代理人による手続への対応を図るなど、利用者の利便性向上に資する措置を講ずる。」とされている。

○「IT新改革戦略」（平成18年1月 IT戦略本部）

今後重点的に取り組むIT政策として、「世界一便利で効率的な電子行政」とされている。

○「電子政府推進計画」（平成18年8月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（平成19年8月、平成20年12月 一部改定））

平成22年度までの目標として「国に対する申請・届出等手続について、利用者視点に立った抜本的見直し・改善等を進め、オンライン利用の飛躍的な拡大を図る。」とされている。

4 政策効果の把握の手法

本事業の達成目標を実現するため、次のとおり、具体的な指標及び目標値を設定し、電子申請率の統計調査^(注)を行うことによって、本事業の効果を客観的に把握することとした。

達成目標	目標値	目標年度
①無線局免許申請等における電子申請率	30%	平成20年度
②無線局申請審査業務における業務処理時間の削減	年間約1万6千時間削減	
③データ入力作業等に要する業務処理時間 (①の電子申請率が50%に到達した場合)	年間約2万4千時間削減	
④申請者の申請書作成時間 (①の電子申請率が50%に到達した場合)	年間約14万時間削減	
⑤申請書類の提出に係る費用 (①の電子申請率が50%に到達した場合)	年間約2億5千万円削減	

注：当初計画では利用（申請）者に対するアンケート調査及び外部専門家（コンサルタント事業者）による当該目標値の達成状況に係る評価・分析等を予定していたが、上記①の電子申請率の向上や同②の無線局申請審査業務における業務処理時間の削減の状況を踏まえると、実施する必要はないと判断したところから、当初計画とは異なるものとなっている。

なお、目標達成度合いの判定基準は次表のとおり。

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	概ね達成
C	50%以上75%未満	達成とは言い難いが有効性あり
D	25%以上50%未満	有効性の向上が必要
E	25%未満	有効性に問題あり

5 目標の達成状況

4で設定した達成目標等			達成目標の現況				4で設定した目標達成度合い判定
達成目標	目標値	目標年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
①	30%	平成20年度	15.4%	25.2%	37.6%	47.7%	A（達成）
②	年間約1万6千時間削減		0時間削減		8千時間削減	1万6千時間削減	A（達成）
③	年間約2万4千時間削減		（平成20年度までに①が50%に到達しなかったため、③～⑤に係るデータの把握及び評価・分析は行っていない。）				—
④	年間約14万時間削減						—
⑤	年間約2億5千万円削減						—

注1：①の数値は、無線局の免許、再免許及び変更申請の主要3手続に係るものである。

注2：②の数値は、平成19年度は延べ4人、平成20年度は延べ8人の審査担当職員の減員によって削減された時間（年間250日、1日当たり8時間の勤務として換算）である。

注3：①の電子申請率の下、③の参考値としてデータ入力作業等に要する業務処理時間の増減を調べたところ、平成20年度までに当該作業等を担当する職員延べ10人の削減による年間2万時間（換算方法は注2にあるものと同じ。）の削減が実現している。

6 目標の達成状況の分析

（1）有効性の観点からの評価

総合無線局監理システムの電子申請機能等を活用した無線局免許申請等における電子申請率は、平成17年度においては申請総件数の約15.4%に留まっていたものの、平成20年度においては目標値「30%」を超える47.7%に達している。

また、この電子申請率の向上に伴い、無線局申請に係る審査業務及びデータ入力作業等における業務処理時間について、前者は目標値「1万6千時間」の削減を、後者は年間2万時間の削減を実現することができた。

これにより、本事業の達成目標である「国民の利便性向上」及び「行政の効率化」に寄与したものと評価できるため、本事業の有効性はあったと認められる。

（2）効率性の観点からの評価

無線局申請審査業務における業務処理時間は、定型的な形式審査に対して総合無線局監理システム上で自動審査を行う機能を実装することにより、本事業開始当初である平成17年度に比べて平成20年度の時点で延べ8人の審査担当職員を減員することができた。この8人の減員は、業務処理時間で換算すると目標値である「年間約1万6千時間」を削減したことに相当するため、目標は達成されたと評価できる。また、この8人の減員に伴い、当該職員が無線局申請審査業務を行う際に必要であった人件費の削減にも寄与できたことから、本事業には効率性があったと認められる。

（3）今後の課題及び取組の方向性

- 電子申請率の更なる向上の促進

無線局免許申請等における電子申請率の向上については、本事業において設定した目標値30%を達成したことから一定の成果が得られたと言えるものの、未だ申請件数全体の47.7%に留まっている状況から、行政の効率化や国民の利便性の確保のため、今後も引き続き必要な取組を行う予定である。

その取組に際し、現在、電子政府全体として「電子政府ガイドライン」（内閣官房IT担当室及び情報セキュリティセンター）において主に次の課題が検討されていることから、今後はその検討結果を反映した上で、総合無線局監理システムの電子申請機能について見直しを行う予定である。

- ① 免許申請等の頻度が少ない手続に係るシステム開発・運用の見直し
- ② 障害者にも使いやすい電子申請システムの提供
- ③ 電子政府相互の連携機能＝ワンストップサービスの実現

なお、上記①について総合無線局監理システムの見直しを行う際には、次の事柄について考慮する。

- ・無線局全体における各無線局種の割合には大きな偏りがあるため、無線局数の少ない無線局種に係る免許申請等の頻度は必然的に少なくなる傾向があること
- ・同システムはすべての無線局を対象に各免許人から負担していただいている電波利用料をその財源としていること

- 無線局の免許、再免許及び変更申請を行った者における電子申請手続の認識度及び満足度等の把握

本事業の達成目標の一つである「国民の利便性向上」を把握するという観点に立てば、当該電子申請率の数値だけでなく、無線局の免許、再免許及び変更申請を行った者における「総合無線局監理システムを通じた電子申請」についての認識度や実際に当該システムを使って電子申請を行った際に「便利になった」と感じたかどうかという満足度等の把握・分析も踏まえた上で、当該システムの更なるユーザビリティの向上等を図ることが適切であると考えます。

そのため、電子政府ユーザビリティガイドライン（平成21年7月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、無線局の免許、再免許及び変更申請を行った者に対するアンケート調査や外部専門家による評価・分析等を実施し、当該申請を行った者が感じた満足度や課題等の把握を行うこととしている。（その結果については、平成22年度中頃までに策定するユーザビリティ向上計画において公表する予定である。）

7 政策評価の結果

本事業を実施した結果、無線局免許申請等における電子申請率は50%には及ばなかったものの目標値30%には達することができ、かつ、無線局申請審査業務における業務処理時間についても目標値である年間約1万6千時間の削減を実現することができたため、有効性及び効率性の観点から一定の成果が得られたと認められる。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政府全体の仕組みとして、ITに関する外部有識者の知見を活用するため、情報化統括責任者（CIO）補佐官制度が設けられている。

本事業は平成17年6月に策定された「電波監理業務の業務・システム最適化計画」に基づくものであり、同計画は、策定に先立ち、その案文が第12回各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議（平成17年4月21日開催）において検討された。その検討の際、「業務処理時間の短縮化の効果について、電子申請率が年間50%を達成した時点を前提として算出されている。この前提を充足できるよう、今後、具体的な方策の検討を行うことが必要。」という助言が付された。

同計画は、この助言を受け、当該案文にはなかった「無線局の種別、申請の区分、内容等に応じて課される申請手数料の額を自動計算・判定する機能」を電子申請率向上に向けた利用者側機能の高度化に係るシステム改修において付す旨の修正を施した上で、策定されたものである。

同計画の下に行う本事業においては、これを受け、ID・パスワード方式による「電子申請・届出システムLite」の開発において同機能を追加することとした。

9 評価に使用した資料等

- 「e-Japan戦略II加速化パッケージ」（平成16年2月 IT戦略本部）
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/040206japan.pdf>
- 「電子政府構築計画」（平成15年7月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月一部改定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ejapan2004/040615betten.html>
- 「行政手続きのオンライン利用促進に向けて～オンライン利用促進対象手続の確定～」（平成17年7月 CIO連絡会議事務局）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/050729tetuduki.html>
- 「電波監理業務の業務・システム最適化計画（案）について対する助言」（平成17年4月 第12回各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/hosakan/dai12/12jogen.pdf>
- 「電波監理業務の業務・システム最適化計画」（平成17年6月 総務省行政情報化推進委員会決定）
<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/fees/purpose/optimize/main.pdf>
- 「IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部決定）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>
- 「「オンライン利用促進のための行動計画」について」（平成18年3月 CIO連絡会議事務局）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/060331_18.html
- 「「オンライン利用促進のための行動計画」の改定について」（平成19年3月 CI

○連絡会議事務局)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai23/keikaku.html>

- 「オンライン利用拡大行動計画の概要について」(平成20年9月 内閣官房IT担当室)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916gaiyou.pdf>

- 「電子政府推進計画」(平成18年8月 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成19年8月、平成20年12月一部改定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai34/34siryou2.pdf>

- 「電子政府ユーザビリティガイドライン」(平成21年7月 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/security/kaisai_h21/dai37/h210701gl.pdf